

寄居町学校給食費保護者負担軽減事業の概要について

- 1 趣旨 最近の原油価格やさまざまな物価高騰を受けて、一般家庭や事業者が大きな影響を生じているため、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費及び昼食費（手作り弁当、購入弁当等を含む。）を負担する保護者の負担軽減を図る。
- 2 実施期間 令和4年7月1日から令和5年3月31日
- 3 負担軽減額 学校給食費
小学生・・・月額1/2 2,000円を上限
中学生・・・月額1/2 2,500円を上限
昼食費（手作り弁当、購入弁当等）
小学生・・・16,000円を上限 中学生・・・20,000円を上限
- 4 対象者 ①町内の小中学校に在籍している児童生徒とともに、寄居町内に住所を有している保護者
②町内の小中学校以外に就学している児童生徒とともに、寄居町内に住所を有する保護者（例 私立小中学校、県立特別支援学校 等）
③町長が認める者
- 5 対象外の保護者
 - ・町内の小中学校に在籍しているが、児童生徒とともに居住地が町外である保護者
 - ・町の第3子以降給食費補助金、生活保護費、特別支援教育就学奨励費等の受給により、保護者負担が生じていない保護者
- 6 申請手順 ①申請書（様式第1号その2又は様式第1号その3）に必要書類を添付して、町教育委員会へ提出。（郵送可）【申請者】
↓
②町から補助金交付決定通知を发出【教育委員会】
↓
③遅くとも令和5年3月上旬頃までに、申請時の補助金額について何らかの事由により変更する必要があるときには、速やかに変更（中止）申請書（様式第5号）を提出。【申請者】
例）・ケガや病気等で長期欠席し、給食費及び昼食費不要の期間が発生
 - ・特別支援教育就学奨励費が認定され保護者負担が免除
 - ・年度途中で寄居町外に転居し対象外 等
↓
④変更申請に係る決定通知を发出。【教育委員会】
↓
⑤最終的な実績報告書（様式第7号その2又は様式第7号その3）に必要書類を添付して提出。【申請者】
↓
⑥金額を確定し、補助金を口座振替で交付【教育委員会】